

厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令（令和 2 年政令第 246 号）が令和 2 年 9 月 1 日に施行されたことにより、令和 2 年 9 月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更になりました。

標準報酬月額の上限の変更

厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級（31 級・62 万円）の上に 1 等級が追加され、上限が引き上げられます。上限改定に伴う、令和 2 年 9 月分からの厚生年金保険料額表については、「保険料額表（令和 2 年 9 月分～）」をご確認ください。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分（折半額）
			18.300%	9.150%
第 3 1 級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分（折半額）
			18.300%	9.150%
第 3 1 級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第 3 2 級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

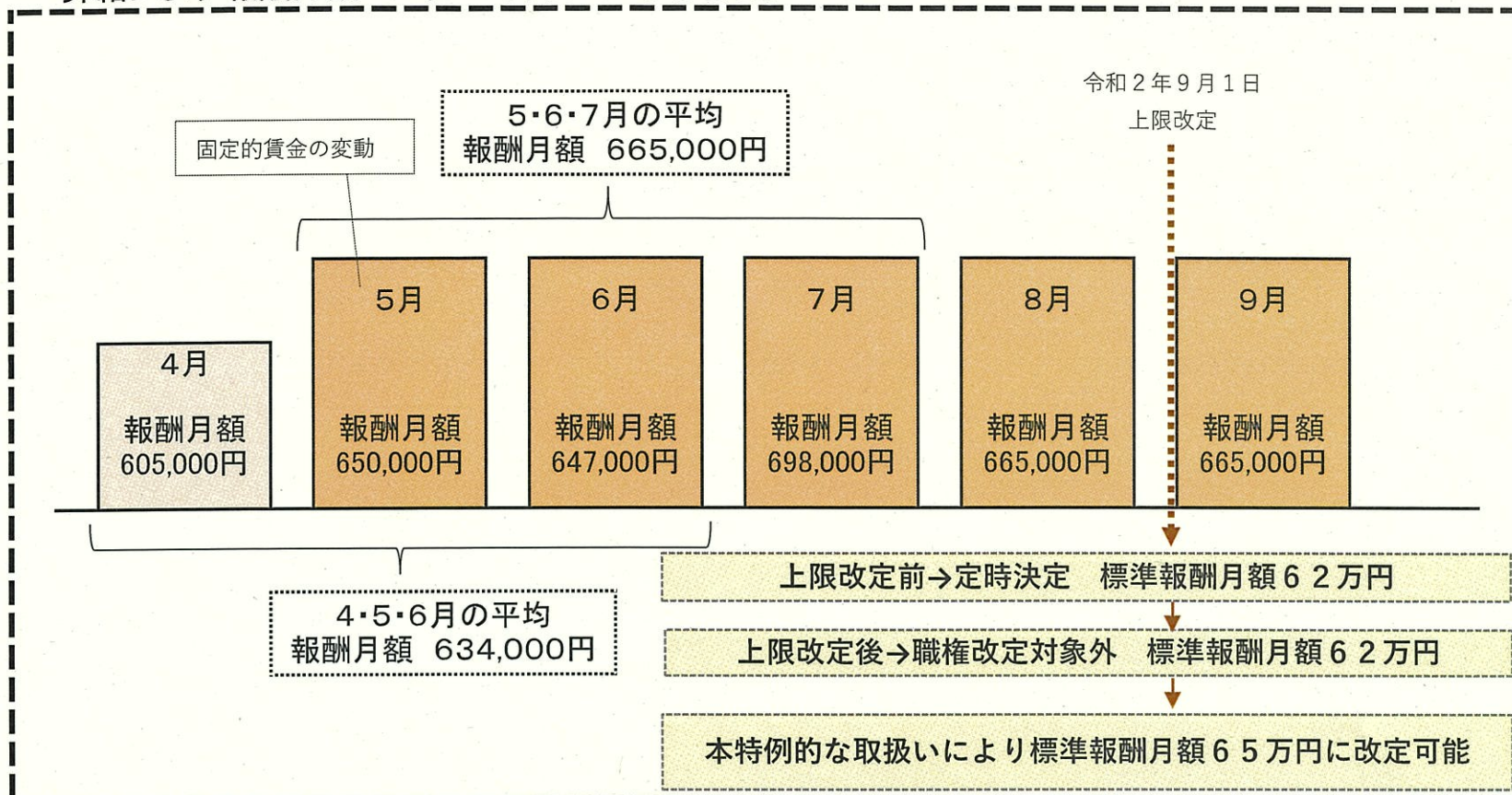
厚生年金保険の上限改定に係る特例的な取扱い

この改定により、令和 2 年 9 月に適用される標準報酬月額と実際に被保険者が受けている報酬との間に大きな乖離が生じるケースにおいては、事業主からの届出により、標準報酬月額の特例的な改定を行うことができる場合があります。

改定通知書の送付

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和 2 年 9 月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」をお送りします。標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出は不要です。

1.(1) 8月改定の随時改定(昇給等)【従前標準報酬月額62万円(報酬月額635,000円未満)で、昇給により 報酬月額665,000円以上になる場合】

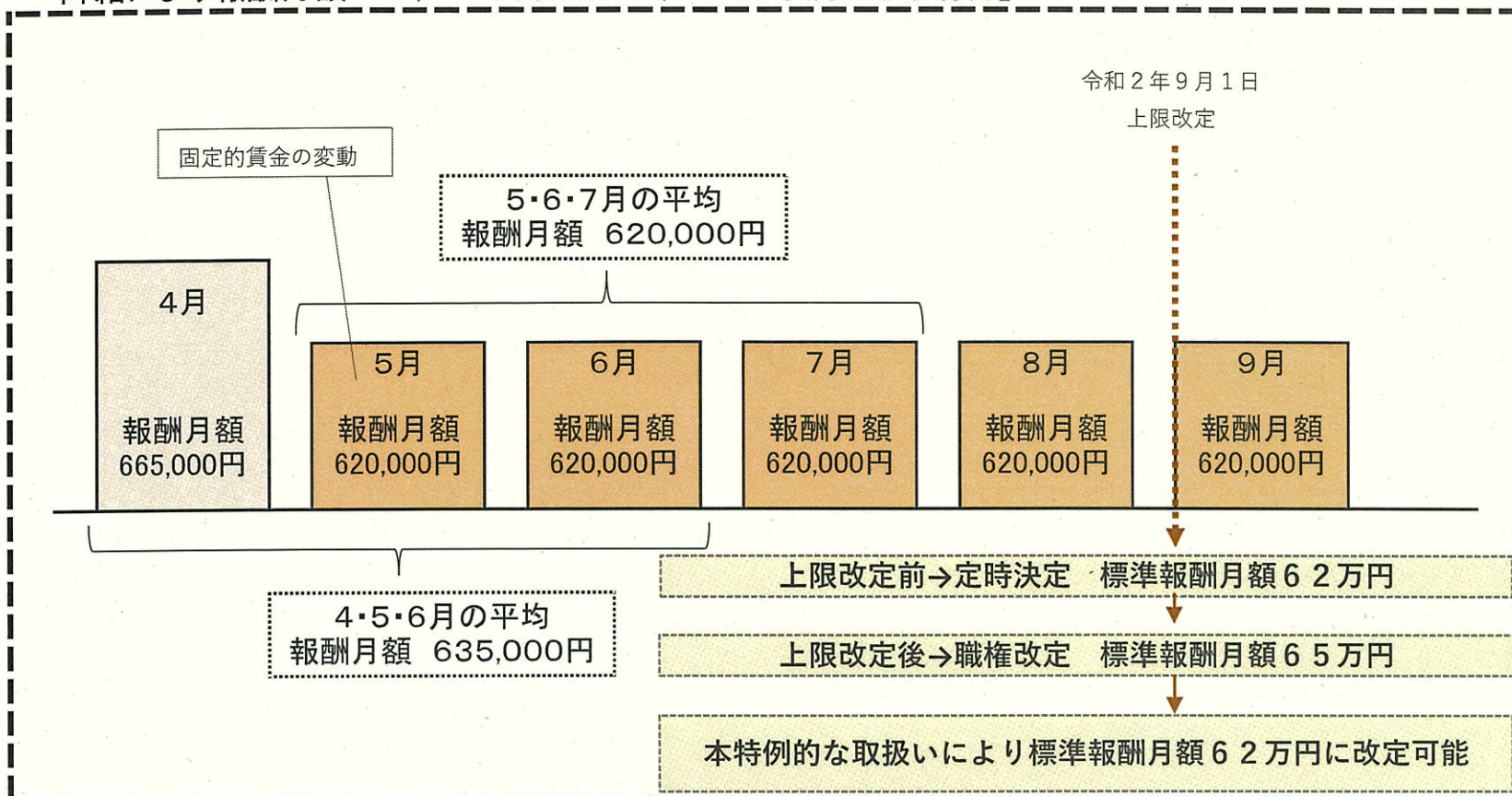


上限改定前の従前の標準報酬月額が62万円(報酬月額63万5千円未満)であったところ、令和2年5月に昇給等(固定的な賃金の変動)があり、5・6・7月の報酬月額の平均が66万5千円となった。しかし、令和2年8月時点(上限改定前)では月額変更該当しないため、令和2年4・5・6月(定時決定)の報酬月額である63万4千円に基づき標準報酬月額が62万円(31等級)となったケース。

※ 令和2年5～7月の報酬月額の平均は66万5千円のため、実情に合わせて32等級・標準報酬月額65万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(31等級→32等級)を届出することができます。

1.(2) 8月改定の随時改定(降給等)【従前標準報酬月額62万円(報酬月額665,000円以上)で、降給により報酬月額605,000円以上635,000円未満になる場合】

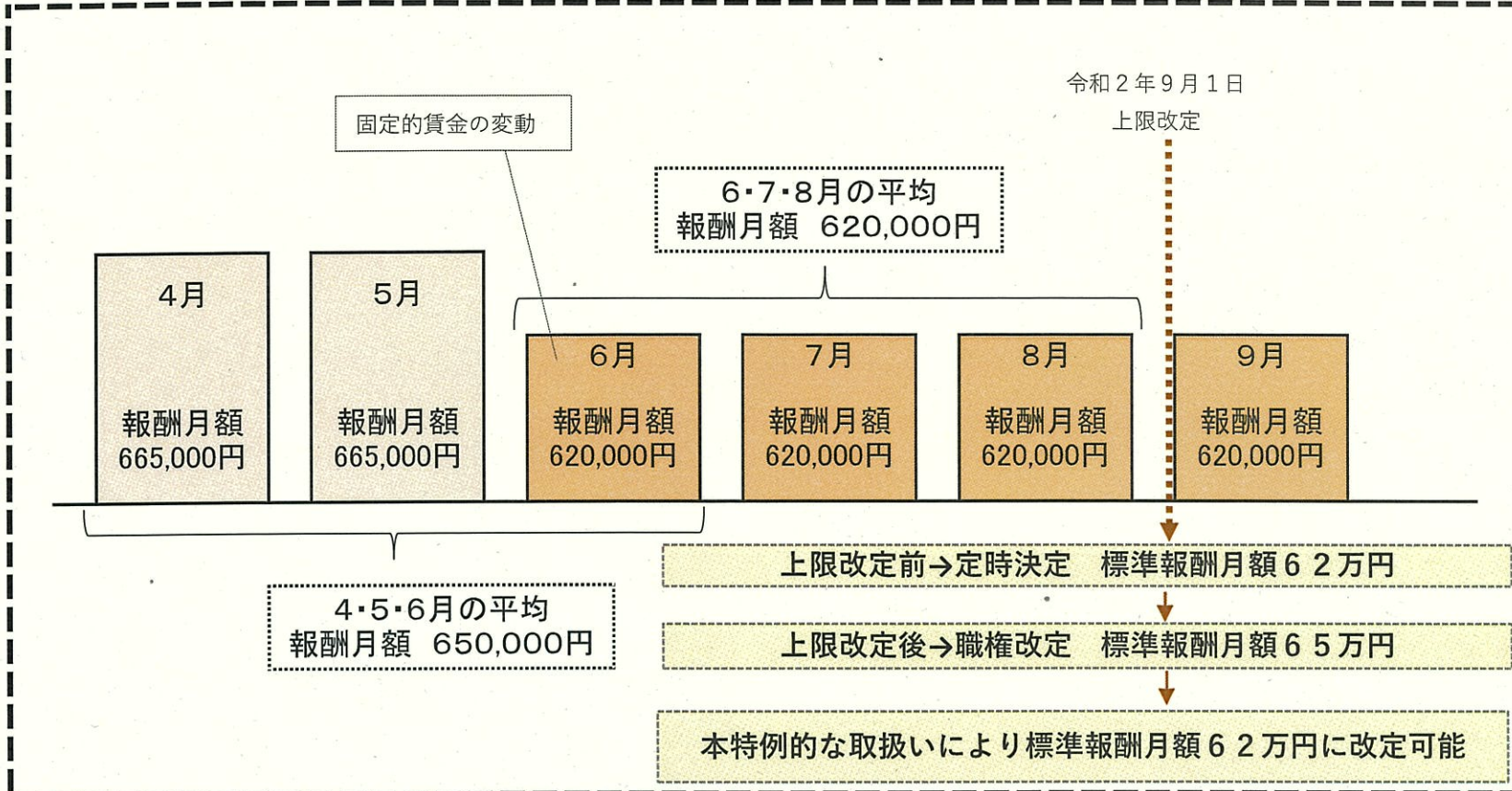


上限改定前の従前の標準報酬月額が62万円(報酬月額66万5千円以上)であったところ、令和2年5月に降給等(固定的な賃金の変動)があり、5・6・7月の報酬月額の平均が62万円となった。しかし、令和2年8月時点(上限改定前)では月額変更に該当しないため、令和2年4・5・6月(定時決定)の報酬月額である63万5千円に基づき標準報酬月額が65万円(32等級)となったケース。

※ 令和2年5～7月の報酬月額の平均は62万円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(32等級→31等級)を届出することができます。

1.(3) 9月改定の随時改定(降給等)【従前標準報酬月額62万円(報酬月額665,000円以上)で、降給により報酬月額605,000円以上635,000円未満になる場合】



上限改定前の従前の標準報酬月額が62万円(報酬月額66万5千円以上)であったところ、令和2年6月に降給等(固定的な賃金の変動)があり、6・7・8月の報酬月額の平均が62万円となった。しかし、令和2年8月時点(上限改定前)では月額変更に該当しないため、令和2年4・5・6月(定時決定)の報酬月額である65万円に基づき標準報酬月額が65万円(32等級)となったケース。

※ 令和2年6～8月の報酬月額の平均は62万円のため、実情に合わせて31等級・標準報酬月額62万円に改定することができます。

⇒ 令和2年9月の月額変更(32等級→31等級)を届出することができます。

様式コード
2 2 2 1

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

70歳以上被用者月額変更届



令和 2 年 10 月 4 日提出

記載例

受付印

提出者記入欄

事業所
整理記号 00 - ケイト

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
〒 168 - 8500

事業所
所在地 東京都杉並区高井戸3-2-1

事業所
名称 株式会社 健保産業

事業主
氏名 代表取締役社長 健保 良一

電話番号 03 (5432) 6789

※ 本特例的な改定に関する届出は、紙媒体のみで申請可能となります。

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

項目	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 遡及支払額	⑨ 総計	⑩ 備考					
1	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 備考				
	5 月	30 日	650,000 円	0 円	650,000 円	1,995,000 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(上限改定)				
	6 月	31 日	647,000 円	0 円	647,000 円	665,000 円	改定月は必ず「2年9月」としてください。				
	7 月	30 日	698,000 円	0 円	698,000 円		⑮ 修正平均額				
2	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 備考				
	5 月	30 日	620,000 円	0 円	620,000 円	1,860,000 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(上限改定)				
	6 月	31 日	620,000 円	0 円	620,000 円	620,000 円					
	7 月	30 日	620,000 円	0 円	620,000 円		⑮ 修正平均額				
3	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 備考				
	4 月	31 日	650,000 円	0 円	650,000 円	1,860,000 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(上限改定)				
	5 月	30 日	647,000 円	0 円	647,000 円	620,000 円	改定月は必ず「2年9月」としてください。				
	6 月	31 日	698,000 円	0 円	698,000 円	634,167 円	⑮ 修正平均額				
4	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 備考				
	5 月	30 日	650,000 円	0 円	650,000 円	1,860,000 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(上限改定)				
	6 月	31 日	647,000 円	0 円	647,000 円	620,000 円	改定月は必ず「2年9月」としてください。				
	7 月	30 日	698,000 円	0 円	698,000 円		⑮ 修正平均額				
5	⑨ 支給月	⑩ 日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 平均額	⑮ 備考				
	5 月	30 日	650,000 円	0 円	650,000 円	1,860,000 円	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(上限改定)				
	6 月	31 日	647,000 円	0 円	647,000 円	620,000 円	改定月は必ず「2年9月」としてください。				
	7 月	30 日	698,000 円	0 円	698,000 円		⑮ 修正平均額				

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。